



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 民有保安林の指定 (森林管理課) ..... 1
- 県道の供用の開始 (道路管理課) ..... 1
- 都市計画の変更・4件 (都市計画・モノレール課) ..... 2

### 公 告

- 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧 (都市計画・モノレール課) ..... 3
- 開発行為に関する工事の完了 (建築指導課) ..... 3

## 告 示

### 沖縄県告示第472号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成29年 9 月12日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 (1) 保安林の所在場所 島尻郡座間味村字阿真浜脇528番4 (次の図に示す部分に限る。)
  - (2) 指定の目的 潮害の防備
  - (3) 指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (ア) 主伐は、択伐による。
      - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。
  - 2 (1) 保安林の所在場所 島尻郡座間味村字阿真浜脇528番4 (次の図に示す部分に限る。)
  - (2) 指定の目的 公衆の保健
  - (3) 指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (ア) 主伐は、択伐による。
      - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。)

### 沖縄県告示第473号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県南部土木事務所において、平成29年 9 月12日から同月25日まで一般の縦覧に供する。

平成29年9月12日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 路線名 県道11号線
  - 2 供用開始の区間 豊見城市字真玉橋西原280番から豊見城市字真玉橋前原134番まで
  - 3 供用開始の期日 平成29年9月12日
- 

**沖縄県告示第474号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、本部都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

平成29年9月12日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 本部都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
  - 2 都市計画の変更に係る土地の区域
    - (1) 追加する部分 なし
    - (2) 削除する部分 なし
  - 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課
- 

**沖縄県告示第475号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、宮古都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

平成29年9月12日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 宮古都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
  - 2 都市計画の変更に係る土地の区域
    - (1) 追加する部分 なし
    - (2) 削除する部分 なし
  - 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課
- 

**沖縄県告示第476号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

平成29年9月12日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 3・2・18号城間前田線及び3・4・34号県道153号線
  - 2 都市計画の変更に係る土地の区域
    - (1) 追加する部分 浦添市安波茶二丁目、安波茶三丁目、仲間三丁目、字仲間及び字前田
    - (2) 削除する部分 浦添市字仲間
  - 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課
- 

**沖縄県告示第477号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、宮古都市計画道路を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

平成29年 9月12日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 3・5・2号久松線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
  - (1) 追加する部分 宮古島市平良字下里
  - (2) 削除する部分 なし
- 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

---

公 告

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、那覇市から送付のあった那覇広域都市計画道路の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成29年 9月12日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 3・5・20号一銀線
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年 9月12日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年 4月14日 沖縄県指令土第310号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字友寄志良原495番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字伊覇55番地13ファミリーズ八重瀬202号室 具志愛
- 5 検査済証番号 平成29年 9月 1日 第4409号
- 6 工事完了年月日 平成29年 8月17日

|   |  |
|---|--|
| <p>発行所<br/>沖縄県総務部<br/>総務私学課<br/>電話番号 098-866-2074</p> | <p>印刷所 株式会社 国際印刷<br/>〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号</p> |
|---|--|